

宮崎市まちなか商業業務集積推進事業（情報サービス事業者等助成金）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市中心市街地における雇用・就業機能を集積することで、中心市街地の機能充実を図るため、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号）に定めるもののほか、助成金の交付に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地区域 宮崎市まちなか活性化推進計画（平成30年3月策定）に定める中心市街地区域をいう。
- (2) 業務機能集積エリア 中心市街地区域のうち、別に定めるエリアをいう。
- (3) 指定事業者 第5条の規定による指定を受けた者をいう。
- (4) 情報サービス業等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が定める日本標準産業分類に掲げる大分類G—情報通信業（中分類39—情報サービス業及び中分類40—インターネット附随サービス業に限る。）、及びこれらの業と関係する業種のうち「宮崎市まちなか商業業務集積推進事業助成対象者審査会」（平成30年4月設置）（以下「審査会」という。）が認めるものをいう。
- (5) 新規雇用者 常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として同法第9条第1項の確認を受けた者で、かつ、雇用期間が1年を超える者をいう）のうち、事業所の事業開始の日（以下「事業開始の日」という。）前6月以内（事業開始の日を含む）から事業開始の日の後1年以内（事業開始の日を含む）までに新たに雇用された者をいう。
- (6) 設置 業務機能集積エリア内に事業所を有しない者で、新たに事業所を立地するもの、又は業務機能集積エリア内に事業所を有する者が、事業を拡大する目的で新たに事業所を立地するもの（新規雇用者の増加及び既存の事業所の床面積の増加を伴うものに限る。）をいう。
- (7) 商店街組織 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合に準ずる任意の商店街組織等をいう。

（立地事業者助成金）

第3条 市長は、業務機能集積エリア内に事業所を設置する指定事業者に対し、別表第1に掲げる各区分に応じ、それぞれ同表の助成金の額の欄に掲げる額を、立地事業者助成金として交付する。

- 2 前項の規定により算定した助成金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
- 3 当該助成金の交付を受けようとする者が、その事業の用に供する施設について、宮崎市企業立地促進条例（昭和62年条例第34号）に基づく奨励措置、宮崎市まちなか商業業務集積推進事業（空き店舗対策助成金）実施要綱に基づく助成金、又はその他助成制度等で当該助成金の対象となる経費について重複して助成を受けている場合若しくは受ける予定の場合、この要綱に基づく助成金の交付は行わないものとする。

（指定の申請）

第4条 前条に規定する助成金を受けようとする者は、指定申請書（様式第1号）及び、次に掲げる書類を添えて、賃貸契約開始日から3月を経過する日、又は事業開始の日のいずれか早い方の前日までに、指定の申請を行わなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) 市税納付状況確認同意書（様式第4号）
- (4) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）に基づく誓約書兼同意書（様式第5号）
- (5) 登記簿謄本（法人の場合）又は履歴書（個人の場合）

(6) その他市長が必要と認める書類
(指定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、別表第2に定める基準について審査し、適当と認めるものについて指定を行うものとする。なお、必要に応じて審査会の審査を経るものとする。

2 市長は、前項の規定により指定を行ったときは、その指定の内容及び条件を指定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請者(役員を含む。)が宮崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者であるとき、市税を滞納している場合、又は指定が適当でないと判断する場合は、第1項の指定を行わないものとし、その旨通知するものとする。

(事業開始届)

第6条 指定事業者は、事業開始の日以後、速やかに事業開始届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(立地事業者助成金の交付申請)

第7条 当該助成金の交付を受けようとする指定事業者は、交付申請書兼実績報告書(様式第8号)により、市長に交付申請及び実績報告を行わなければならない。

2 当該助成金は、第5条第2項による指定の日(以下「事業指定の日」という。)の属する月又は事業開始の日の属する月のいずれか遅い方の翌月(以下「補助対象起算月」という。)から起算するものとする。

3 当該助成金のうち、家賃割は補助対象起算月から6月間事業を経過した翌月と、1年間事業を経過した翌月を申請対象月(事業を休止した期間を除く。)とし、それぞれ6月分を申請するものとする。ただし、申請時点で継続して事業を行っていることが確認できた場合に交付する。

4 当該助成金のうち、雇用者割は補助対象起算月又は雇用した月のいずれか遅い方から起算し、それぞれ1年間雇用を継続した場合の翌月を申請月とする。ただし、申請時点で継続して事業を行っていることが確認できた場合に交付する。

5 第3項及び第4項に規定する助成金の申請は、それぞれ申請対象月内に申請できるものとし、申請対象月の翌月以降は助成金を申請することができない。

(立地事業者助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請を行った指定事業者が、別表第2に定める基準を満たし、かつ、市税を滞納していない場合に限り、交付の確定を行い、その旨を交付決定通知書兼確定通知書(様式第9号)により当該指定事業者へ通知するものとする。

(立地事業者助成金の交付)

第9条 当該助成金は、前条の規定により確定した額を、確定通知後に交付するものとする。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 指定を受けた日から6月を経過した後も、第2条第1項第4号に定める事業を開始しないとき。

(2) 事業を廃止し、又は正当な理由がなく3月以上休止したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

(4) 指定の内容、又はこれに付した条件を満たさなくなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、指定の取消しを受けた者に対して、当該助成金の交付を行わず、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還その他必要な措置を命ずることができる。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消し、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還その他必要な措置を命ずることとなったときは、指定取消し等通知書(様式第10号)により、当該指定事業者へ通知するものとする。

(報告及び調査)

第 11 条 市長は、指定事業者に対し、必要に応じ、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(関係書類の整備)

第 12 条 指定事業者は、当該助成金に係る経費の支出を明らかにする帳票を備え、関係書類を常に整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳票やその他の関係書類は、当該助成金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(承継)

第 13 条 相続、譲渡、合併、分割その他の理由により、指定事業者の事業を承継した者は、当該事業が継続される場合に限り、市長の承認を得て、この要綱に規定する権利義務を承継する。

2 前項の規定により指定事業者の事業を承継した者は、速やかに指定承継承認申請書(様式第 11 号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の指定承継承認申請書を受理したときは、事業の実態調査等を行い、適当と認める場合に承継を承認し、当該事業を承継した事業者に対し、指定承継承認通知書(様式第 12 号)により通知するものとする。

(事業休廃止届)

第 14 条 指定事業者は、事業開始の日から起算して 3 年を経過するまでの間において事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業休廃止届(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、前項の規定により事業の休止を届け出た場合において、再度、事業を開始するときは、市長にその旨を届け出なければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 「宮崎市まちなか業務機能集積推進モデル事業実施要綱(平成 27 年伺定)」(以下「旧要綱」という。)は廃止する。

3 この要綱の施行前に、既に旧要綱の規定に基づき指定を受けている立地事業者に係る助成金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

助成金の区分	助成金の額
家賃割	<ul style="list-style-type: none"> ・1月当たりの建物等賃借経費の2分の1に相当する額（その額が月額7万5千円を超えるときは、7万5千円）。 ・助成対象期間は、事業指定の日の属する月又は事業開始の日の属する月のいずれか遅い方の翌月（補助対象起算月）から最大12月分。
雇用者割	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者1人当たり30万円（新規雇用者が5人を超える場合は、150万円）。
備考	
<p>(1) 建物等賃借経費は、事業の用に供する建物及び土地の賃借等に掛かる経費（敷金、権利金、保証金、その他これらに類するものを除く）とし、消費税及び地方消費税相当額は経費に算入しないものとする。</p> <p>(2) 増設により建物等賃借経費が変更した場合、月額上限額及び助成対象期間の範囲内で建物等賃借経費が変更された月から家賃割の変更を行うものとする。</p>	

別表第2（第5条関係）

事業の種類	指定の基準
情報サービス業等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務機能集積エリアに事業所を設置すること（新規、増設等）。 ・当該事業所で、主たる事業として情報サービス業等を行うこと。 ・商店街組織等の活動に協力し、原則として商店街組織等に加入する意志があること（設置した場所に商店街組織がない場合を除く）。
備考	
<p>(1) 情報サービス業等と、その他の事業を同一施設内で行う場合、主たる事業は、事業所内の面積や利用予定状況、売上げ等の内容から総合的に判断するものとし、別表第1に定める家賃割については、当該事業所で行う情報サービス業等の割合により按分して交付するものとする。</p> <p>(2) 情報サービス業等であっても、そのサービス内容等が以下に掲げるものである場合は指定しないものとする。</p> <p>イ 法令に違反するもの</p> <p>ロ 政治的活動又は宗教的活動に関するもの</p> <p>ハ 公序良俗に反する恐れのあるもの</p>	